

農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書

国は、本年3月末、「食」と「地域」の早急な再生を目指した新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、その中で、我が国の農業生産力を支える重要な役割を果たしている農業生産基盤は、必要な整備等を今後とも推進することとしている。

しかしながら、平成23年度の国の概算要求は、6割以上削減された平成22年度当初予算に比べ、農業農村整備事業はわずか5%増にとどまり、農山漁村地域整備交付金については現状維持となるなど、大幅に削減された状態となっている。

長年、農地の整備を望まれている農家からは、「このままでは次の世代に農業を引き継げない」とか、「農業情勢が厳しい中でも、将来のための整備をせつかく進めようとしたのに」等、地域農業の今後の展開に対して落胆と怒りの声が上がっている。

また、農地の排水条件が悪い農家からは、「老朽化した排水ポンプがとまったら、作物は全部だめになる」、「工期がおくれれば、新たな栽培品目の導入が進まない」等、老朽化した施設の故障等に不安を抱き、早急に更新を望む声が上がっている。

このように、必要な予算が確保されず整備が先送りとなれば、地域の農業振興、集落機能の維持や地域資源の保全への悪影響だけでなく、そのつけを次世代に回すことになり、将来の食料の安定供給や財政負担への不安を増幅させるものである。

よって、国におかれては、食料・農業・農村基本計画における農業農村整備に関する施策を具体的に推進するため、予算編成に当たり、下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金については、農業生産の基礎的整備に必要な施策であり、十分な予算を確保すること。
 - 2 特に、農山漁村地域整備交付金については、地方自治体が裁量を発揮して取り組む制度であることから、地方が必要とする予算規模に拡大すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月8日

熊本県議会 議長 小杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
財務大臣	野田佳彦様
農林水産大臣	鹿野道彦様